

大阪府告示第483号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、南部大阪都市計画下水道事業（昭和52年大阪府告示第326号及び昭和63年大阪府告示第455号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

大阪府知事 吉村 洋文

1 施行者の名称

泉南市

2 事業施行期間

（泉南市南大阪湾岸南部流域関連公共下水道）

昭和52年3月14日から令和12年3月31日まで

（泉南市南大阪湾岸中部流域関連公共下水道）

昭和63年3月30日から令和12年3月31日まで

3 事業地

（泉南市南大阪湾岸南部流域関連公共下水道）

(1) 収用の部分

令和2年大阪府告示第1911号の事業地について、泉南市りんくう南浜を加える。

(2) 使用の部分

令和2年大阪府告示第1911号の事業地について、泉南市男里四丁目、中小路一丁目、信達牧野、信達市場及び新家地内において事業地を変更する。

（泉南市南大阪湾岸中部流域関連公共下水道）

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

変更なし